

書籍「Feel good Amakusa」販売取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、書籍「Feel good Amakusa」の販売について、事業者を指定販売店として登録し、取扱いを行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(販売価格)

第2条 納入及び小売の販売価格は別表に定めるところによる。

2 前項の納入及び小売の販売価格で販売するときには、別表に定めた額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率に1を加えた率を乗じて得た額とする。この場合、1円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入するものとする。

(最低納品冊数)

第3条 最低納品冊数は、5冊とする。

(指定販売店の要件)

第4条 指定販売店の登録を受けようとする事業者は、次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。ただし、市長が特に必要であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 商品の販売やサービスの提供を行う事業者であること。
- (2) 観光案内所等、天草市の観光情報発信を行う事業者であること。

(指定販売店の登録)

第5条 販売を行おうとする事業者（以下「申請者」という。）は、書籍「Feel good Amakusa」指定販売店登録申請書（第1号様式）を市長に提出し、書籍「Feel good Amakusa」指定販売店の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、提出された書類を審査し、適当であると認められる場合には、書籍「Feel good Amakusa」指定販売店登録通知書（第2号様式）により、不相当である場合には、書籍「Feel good Amakusa」指定販売店登録却下通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知する。

(登録事項の変更)

第6条 前条第2項の規定により書籍「Feel good Amakusa」指定販売店の登録を受けた申請者（以下「販売事業者」という。）は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに書籍「Feel good Amakusa」指定販売店登録事項変更届出書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第7条 販売事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 書籍「Feel good Amakusa」は、常に良好な状態で保管し、紛失又は毀損の防止に努めること。
- (2) 書籍「Feel good Amakusa」を景品等として無償提供しないこと。
- (3) 登録を権利と称し、第三者に委譲し、又は継承させないこと。

(登録の廃止)

第8条 販売事業者は、登録を廃止しようとするときは、書籍「Feel good Amakusa」指定販売店登録廃止申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(登録の取消し)

第9条 市長は、販売事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、書籍「Feel good Amakusa」指定販売店登録取消通知書（第6号様式）により、販売店の登録を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が販売事業者として不相当と認めるとき。

(実績報告)

第10条 販売事業者は、毎年4月末日までに、前年度の4月1日から3月31日までの販売実績を書籍「Feel good Amakusa」販売実績報告書（第7号様式）により市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、書籍「Feel good Amakusa」の販売に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和6年6月12日から施行する。

別表（第2条関係）

| 区 分 | 単 位 | 販売価格（税抜き） |
|-----|-----|-----------|
| 納入 | 1冊 | 2,018円 |
| 小売 | 1冊 | 2,700円 |